

件名	愛媛県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
主管課	道路維持課
根拠法令等	地方自治法第228条
<p>【改正の概要】</p> <p>詐欺その他不正の行為により道路の占用料の徴収を免れた者について、過料を科することができるようにするための一部改正</p> <p>追加条文 (罰則)</p> <p>第5条 詐欺その他不正の行為により占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p>	
施行日	平成17年4月1日
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 背景 県管理道路(県道及び指定区間以外の国道)に設置されている消火栓標識(797本)のうち、道路法に基づく占用許可を受けていない消火栓標識が146本存在している(平成16年12月15日の建設委員会において答弁)。</p> <p>2 地方自治法の規定 (分担金等に関する規制及び罰則) 第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務(以下本項において「標準事務」という。)について手数料を徴収する場合には、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数を徴収することを標準として条例を定めなければならない。</p> <p>2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で五万円以下の過料を科する規定を設けることができる。</p> <p>3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)以下の過料を科する規定を設けることができる。</p>	